

大野東中学校で発生した重大事故を受けての再発防止策

1 これまでに行った対応

事故直後に、その段階で考えられる再発防止策として学校に対して次のとおり指導した。

「体育活動中（部活動を含む）の事故防止及び事故発生時の適切な措置の徹底について」（令和6年7月3日付通知）

（1）学校事故防止のための安全への配慮事項

学校では、体育活動中（部活動を含む）のみならず様々な場面で思いもよらぬ多様な事故が起こる可能性があるため、独立行政法人スポーツ振興センター等が示している資料を参考に、安全への配慮事項を取りまとめた上で、子どもに関わる全ての教職員に周知、徹底することを通知した。

（2）事故発生時の適切な対応

事故が発生した場合、教職員が連動した迅速・的確な応急手当、緊急連絡・救急要請などの初動が極めて重要であるため、事故発生時の初期対応を強化する視点で、市教育委員会が参考例を示し、事故発生時の対応について見直しを行うことを通知した。

また、見直しを行った事故発生時の対応を全ての教職員に配付し、その内容について共通理解を図ることを通知した。

2 提言を受けての再発防止策

A 学校管理職に対する指導

市教育委員会は、4月に実施する校長研修及び教頭研修において、調査報告書の提言を踏まえ各学校の安全指導の徹底と改善を図る。

- a 体育活動中の事故防止をはじめとする児童生徒の安全指導について
- b 危機管理マニュアルの活用と事故発生時の適切な対応について

B 各学校における校内研修の実施

市教育委員会は、部活動指導員や部活動外部指導者を含む全ての教職員に対して年度初めに研修を行うよう各学校に通知する。（令和6年7月3日付け通知の内容を報告書の提言を踏まえて加筆・修正）

また、研修内容について報告を求め実施の確認を行う。

- ① 危機管理マニュアルに関すること
 - a 頭頸部外傷発生時の対応に関しては、提言を踏まえマニュアルを見直す。
 - b 事故発生時の対応については、教職員全員に資料を配付し理解を図る。

- c 保護者に対して救急搬送の条件等を周知する。
- d 養護教諭が不在の場合でも円滑な対応ができる体制を整備する。
- ② 体育活動中（部活動を含む）における事故防止に関すること
 - a 調査報告書における提言（野球競技）に基づき、実施（担当）する競技の特性に照らして危険を回避するための対策を講じる。
 - b 指導者は経験に頼ることなく指導力の向上や安全への対応について自己研鑽に努める。
 - c 部活動では、活動場所や顧問の所在を掲示するなどして、顧問が相互に活動状況を把握できるように工夫する。
- ③ 事故発生時の対応に関すること
 - a 受傷現場に移動する際には、電話連絡ができるように、病院リストを入力した携帯電話を持参する。
 - b 頭頸部外傷発生時には、調査委員会が提示したチェックリストを参考に十分な観察を行う。また、目撃者の証言の収集に努める。
 - c 部活動では顧問が不在の場合を考慮し、基本的な応急対応について生徒にも指導する。
 - d 頭頸部外傷や心肺蘇生などの救急時の対応に関する研修については、全ての学校で実施する。

C 部活動指導員に対する研修

各学校は、これまで実施してきている研修内容に加え、「B 各学校における校内研修の実施」で示している内容についても市教育委員会作成資料に基づいて研修を行う。（年3回：4月、9月、1月）

また、市教育委員会は、研修内容について報告を求め実施の確認を行う。

3 大竹市・廿日市市中学校体育連盟に報告書を提供し、各専門委員会における安全対策について依頼する。